

会 議 録

会議の名称	第16回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成27年2月24日(火) 午後7時33分～9時02分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室	
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 本多由美子 委員(くりのみ保育園) 岡崎 英 委員(けやき保育園) 八下田友恵 委員(小金井保育園) 市川 朋子 委員(さくら保育園) 小泉 未紀 委員(さくら保育園) 片桐 由輝 委員(わかたけ保育園) 三橋 誠 委員(わかたけ保育園)
	市	川村 久恵 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 諏訪 知恵 委員(保育課長補佐兼保育係長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長) 福澤 永子 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長)
欠席者	五園連	宮田 優子 委員(けやき保育園) 寺地 理奈 委員(小金井保育園)
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1)第15回会議録の確認について (2)保育業務の総合的な見直しについて (3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等について (4)当面の課題について (5)次回日程の確認	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
会議結果	1 開会 2 議事	

	<p>(1)第15回会議録の確認について 会議録の確認を行い、公開することとした。</p> <p>(2)保育業務の総合的な見直しについて 次回以降の運営協議会に質疑を送ることとした。</p> <p>(3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等について 父母が求める保育ニーズとしてアンケート結果上位にある待機児童問題の解消について、市より資料60の説明があり、その後質疑を行った。</p> <p>(4)当面の課題について 4月1日時点の保育体制（採用状況）及び現状の保育体制に関して市より資料61の説明があり、その後質疑を行った。</p> <p>(5)次回日程の確認 平成27年3月24日（火）19時30分から開催することとした。</p>
提出資料	<p>1 各年度における保育所等の定員数について（資料60）</p> <p>2 職員の募集配置状況（資料61）</p>
その他	なし

第16回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成27年2月24日

開 会

○川村委員長　それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に従って進行いたします。初めに、議事の(1)第15回会議録の確認についてを議題といたします。

第15回の会議録については、お配りした内容と決定することにご異議ございませんか。大丈夫ですか。

ご異議がございませんので、第15回会議録については、お配りした内容で決定いたしました。

次に、議事の(2)保育業務の総合的な見直しについてを議題といたします。

○鈴木委員　申しわけございません。本日につきましても、資料調整中ということで保留とさせていただきますと思います。

○川村委員長　以上で、(2)保育業務の総合的な見直しについてを終了いたします。

次に、(3)平成26年度小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等についてを議題といたします。

資料説明ですね。

○鈴木委員　それでは、私のほうから資料説明させていただきます。意見・要望等にございました待機児童に関連して、今回資料を配付させていただきました。資料60番になります。

本資料は平成26年12月8日に開催された厚生文教委員会に提出したもので、平成26年度から平成28年度までの各年度の保育所等の区分ごとに定員の増減を表にまとめたものです。

備考欄についてご説明いたします。民間認可保育所の26、27年度につきましては既存の保育施設の定員増、新規開設、認可外保育施設、具体的には認証保育所ですが、2カ所が認可保育所へ移行するものです。27、28年度につきましては、既存の施設の運営設置による定員増、認可外保育施設、こちらは認証保育所ですが、認証保育所の

認可への移行、認可保育所の新規開設2カ所というものです。

公立保育所の26、27年度につきましては、今まで弾力運用していた人数を認可定員に含め、新たに定員として定めることによる定員増となっています。

特定地域型保育事業の26、27年度につきましては、平成26年度中に設置したグループ保育室が子ども・子育て支援新制度のもとで、平成27年度から小規模保育事業に移行することによるもの、また、家庭福祉員が新制度へ移行し、特定地域型事業の家庭的保育事業に移行するものです。

27、28年度につきましては、認可外保育施設、こちらも認証保育所ですが、特定地域型保育事業の小規模保育事業に移行するものです。保育室につきましては、変更はございません。認証保育所の26、27年度につきましては、新規開設1カ所、認証保育所の認可保育所への移行に伴うもの、27、28年度につきましては、認証保育所の認可保育所、小規模保育事業への移行に伴う減員となります。

家庭福祉員の26、27、28年度につきましては、特定地域型の家庭的保育事業への移行や廃止、新規認定などにより、この間の人数には変更がございません。

本日、資料としてお示した数値につきましては、資料作成時点の予定数となっていることを補足いたします。資料説明については以上です。

○三橋委員長 前回ですか、片桐委員のほうから、この場で待機児童に関する資料が出てこないとか、あるいは待機児童について議論ができないのかというような話がある中で、川村委員長のほうからも、そういうことではなくて、時期が来たら出しますという話があったというところですか。ちょっとこの資料が議会中出された資料ということで、出ていますけれども、あと本当はこれにプラスして、子ども・子育て会議で、待機児童解消の計画なども出てますし、入園案内なんかでは、具体的な園名含めて出てたりとかもありますので、ちょっと議論の仕方というか、資料としては他にもあると思いながらも一応、今きょうのタイミングでこの資料が出てきたということで、待機児童についてどういうふうな見方をするか、待機者の中で公立保育園、認可保育園の位置づけというのがどういうところなのかということについて、前回できなかったところも含めてちょっと少し話ができたかなというふうには思っています。

最初に、弾力運用、これ定員化するというのは、これはどういう意味があるのかというところをちょっと確認させてください。

○鈴木委員 先ほど説明の中で、弾力運用で入所していた児童の分を定員化するというお話をさせ

ていただきました。新制度のもとでは、基本的に定員の弾力運用というのが例外的な措置となりまして、定員をそれぞれ入っている児童数で定めるという形になります。それで、例えば公立の保育園も100人定員のところに100数名の弾力で今まで運用して入れてたところですけども、定員がそのままだと継続して入所できなくなってしまうことから、条例上、今まで入ってた100人のところにプラス弾力分を定員として加え、新たに定員を定めたと言うことで、実際入っている人数については変わらないのですが、弾力の分を加えた定員として位置づけられたということです。

○三橋委員長 済みません、今まで弾力運用も当たり前みたいな形でしたけど、もう今後はそれは定員になるということで、ある意味それがもう当たり前の定員になったというそういう位置づけだと、そういうことですよ。

○鈴木委員 そうですね。市町村のほうで、条例で公立園の定員を定めているところですけど、認可園につきましても今まで弾力で入れていただいたところも、実数に合わせて定員設定しているという形になります。

○三橋委員長 そうすると、これ、実態としてふえた人数というのは、民間とかも含めてどれぐらいかというのは出るものですか。

○川村委員長 いつの時点で。

○三橋委員長 26、27で、この制度によって、単に定員が変わったというだけではなくて、本当に実数としてふえたというのはどの程度なのかということだけなんだけど。319名のうち、内数があるんですよ。

○鈴木委員 済みません、今手元に数字がないので、ちょっとそこは一応確認をしないと答えできないですね。

○川村委員長 ただ、理論値として、4月1日時点の人数でして、全て表に出しているものなので、実際はなかなかどの時点というところで難しい。

○鈴木委員 そうですね。4月1日時点の実入所数と、それから27年の4月1日の定員数の差し引きということですね。

○三橋委員長 何か、そんなに難しい話じゃないかと思うんですが、違うんですね。

○川村委員長 何か、委員のほうからこれに関して。

○片桐委員 何を話せばいいのかよくわからない。言いたいことはいっぱいあるけど、それをまだ議論することじゃないと言われればそれまでだし。

○三橋委員長 ああ、でもまずは言うていただければと思います。

- 片桐委員 じゃあ、ちょっと一つ言わせてもらおう。わかたけの片桐です。
- いわゆるその、今まで弾力運用で特別措置をしてたということなわけですよ、それはね。緊急避難的に弾力運用というのはそういうことですね。未来永劫そのままで行くという措置ではないんですね。定員にプラスしてたわけですよ。定員以上のことをやってたという趣旨ですよ。そうじゃない。
- 鈴木委員 弾力運用というのは、認可施設、認可する段階で届ける定員というのがあるんですね。その定員数にプラスして施設の面積の余裕であったり、職員配置の中で、吸収できる数であれば、年度の途中で増やすというのが最大何%までというのは、済みません、細かな数字はちょっと出てこないんですけどもあるんです。
- 基本的には、考え方として弾力運用は、以前は複数年にわたるようであれば、定員をきちんと見直しなさいというのが本来の考え方なんです。今まで、市内の保育施設につきましては、弾力運用してきた、公立についても行ってたところですけども、それについては定員の見直しを行ってなかったということです。
- 片桐委員 それは何で定員の見直しをしなかったんですか。
- 鈴木委員 例外的な措置として、待機児が多いということから、そういう弾力で受け入れた部分もあるんですけども、基本的にはそのそれぞれの施設の定員で運営するということから、定員の見直しを行ってなかったということです。
- 片桐委員 だから、やっぱり待機児童がいっぱいいることによってプラスアルファしてたということなんですよ。
- 鈴木委員 そうです。
- 片桐委員 それをどっちが先の話かわかんないけど、それを定員にしたということは、それは普通の状態ですということにしたということです。それまでは、定員、例えば100名だった、100名でここはやるんだよって言ってたところに、待機児童がいっぱいいるから、もうとりあえず少しでも余裕があるところにはとりあえず入ってもらってという特別措置してたのを、もう特別措置じゃなくって、もうそういう人数でやるっていうふうにしたということです。
- 鈴木委員 そうですね、今回と特に27年度について言えば、定員の見直しを設定をし直さないと、例えば100人のところに110人仮に入ってたとすると、10人分入ってる方も含めて出ていく、入所の継続ができないという可能性がありますので、その考え方によって定員の見直しをしています。

○片桐委員　　だからそもそも、最初にその保育園をつくったときにやろうとした規模よりも多い状態を通常の状態というふうにしたという。悪い言い方をすれば、詰め込んだ状態を、そこはもう普通なんですよというふうにしたというふうにも受け取れるなと思うと、そうやってどんどんどん緊急避難的なものが当たり前の状態なんですというふうになっていくのかなと思うと、ちょっと心配だなと。本来は新しい施設、保育園ができて受け入れていくのが本来の筋だと僕は思っているの、ちょっと心配だなと。今後その状態しか知らない人たちがばかりになると、保育園というのはそういうもんだというふうにする人ばかりになっていくと、そうやって質っていうのは悪くなっていくのかなと思ってるから。

○鈴木委員　　いいですか。

○片桐委員　　はい。

○鈴木委員　　お話の状況につきましては、一面そういう部分もあると思います。ただ、実際に一番最初に設定したときの状況と、現在のそういう待機児童の状況が大きく違うということもあります。それから、あと、いずれにしても認可の基準を満たしてやっているというところを前提としてちょっと発言させていただきたいと思います。詰め込みというのは、ちょっと違うかなという。

○片桐委員　　もちろんそうですよ、もちろん法律に触れるような状態で詰め込んでいるわけではないとは思いますが、最初にやろうと思った状態よりも詰め込んだ状態になってるわけですね。

○鈴木委員　　多くの人数が入っているということです。

○片桐委員　　そもそもだって、待機児童がいなかったわけじゃないわけですね。

○鈴木委員　　はい。

○片桐委員　　そのときに、そういう定員の設定をして、こういう保育、こういうレベルで保育をやっていくんだということもあって、法律上よりも少し余裕のある定員にしたわけですね、多分ね。

○鈴木委員　　そうですね。それとあと、もう1点ちょっとつけ加えさせていただきたいのは、先ほどお話ししたように、片桐さんおっしゃるように、新しい施設をつくっていくというのも、我々今いろいろ準備して、27年4月1日開設予定の施設もありますし、今年度中にグループ保育施設を新たに4施設設置する。それから27年度中にも新しい認可保育施設を設置するというのもやっておりますので。基本的に、片桐さんおっしゃるよう

な詰め込みを進め、これからも認可定員ぎりぎりまでとか、そういう考え方ではなく、新しい施設もつくっていくというところをご理解いただきたいと思います。

○片桐委員　もちろんそうだ、新しい施設つくっていったらと思うんですけども、緊急避難的にやってるっていう枠になってる限りは、そこを解消する目標があるわけじゃないですか。それが正規の定員ということになると、それはもうその定員だから、そこをもとに戻すという議論、もともと最初に保育園をつくったときの状態に戻るといって根拠が薄くなりますよね、それが正規の定員になるようなら。緊急避難的に、例えば100名のところに10人入っていて、その弾力運用してるということになったら、じゃあ、そこまで弾力しなくても、もとの状態に戻るようにこの人たちがちゃんと入れる保育園をつくるというところまでが、多分目標になるんじゃないかなと思うけれども、110人を正規にしてしまったら、そこはもう正規の状態にあるわけだから、それをこの大変な時期に減らそうということにはならないですよ。

だから、緊急避難的な状態になっているからこそ意味が、僕はあったんじゃないかと思うんですよ。その状態でいいんですっていうふうにしちゃったわけだから。

○川村委員長　川村です。25%までは弾力運用できるというのは、これ、国の通知で、これはずっとやっていることであって、緊急避難的にやっているのではなくて、実態に合わせて整理をしたということなんです。今までお預かりしていた人数が25%まではふやせますよという、そういう形でずっと預かっていた。それは弾力運用という位置づけだったんだけど、それを定員ということで、条例そのものを見直したので、詰め込みとかそういうことではなくて、緊急避難でもないです。

○片桐委員　だからその状態が普通の状態になるわけですよ。

○川村委員長　その状態が普通の状態に、そうです。制度上、条例上整理したということで、定員という位置づけになったんですね。今までは、定員プラス25%の弾力ということで、定員の枠には入れなかったんですけども、それを条例上整理をして、定員という形で見られる、今、ずっと見ている人数を整理をしたという、位置づけだということです。

○片桐委員　それはわかるんですよ。だから。

○川村委員長　ですから、今後その人数が定員ということで行くわけです。

○片桐委員　定員になるわけですよ。

○川村委員長　そうですそうです。

○片桐委員　だからそうやって、どんどんどんどんそういうふうになっていくんじゃないかなと。

- 川村委員長 いや、もうそれ以上はならないですよ。それ以上はならないです。
- 片桐委員 まあそう、今の段階ではね。
- 三橋委員長 弾力運用という制度自体が、子ども・子育て新法になった段階でなくなったというふうに考えていいですか。
- 鈴木委員 全くないわけではないんですね。例えば、年度の途中で待機児童の状況を見て、弾力的に入れるというのも可能ではあります。それから、例えば、要保護児童でどうしても緊急的に入れなくちゃいけない、そういう事態のときには、弾力的に入れても構わないというような考え方なんです。
- ただ、先ほどお話ししたのと同じように、複数年にわたって、その数を受け入れ続けるとするならば、定員をきちんと見直して届けなさいというのが制度です。それで、保育の単価の話になっちゃうんですけども、例えば100人の単価のときと、110人の単価のときで違ったりするんですね。
- 三橋委員長 単価というのは1人当たりのコスト。
- 鈴木委員 1人当たりのコストですね。
- 三橋委員長 それは、行政がかける費用という意味ですか。結局、単価というのは、行政がかけられる費用という意味、それとも。
- 鈴木委員 今後は公定価格という言い方になります。
- 三橋委員長 ああ、公定価格、はいはいはいはい。
- 鈴木委員 それが、人数が多いほど1人当たりの単価が安くなっていくんですね。なので、その状態を2年間継続し、定員の何%以上弾力運用している場合については、さかのぼってその分の差額を返さないみたいな制度になっていると。なので、基本的には弾力運用するのは例外的な措置ですが、状況によってはすることも短期間であれば可能という制度です。
- 三橋委員長 公定価格って、国からの交付金ということによろしいですね。それが人数が大きくなればなるほど単価が下がっていく中で、その弾力的な数字ではなくちゃんと定めなさいというところが、制度としてありますということですね。
- 鈴木委員 はい。
- 三橋委員長 多分、状況から見て、今の弾力化枠を使っているのを、じゃあ、そのもとの状態を正として、そこに数字を合わせるということは、この待機児童が多い中なので、それは確かにしあり得ないような議論というのがまずあった上で、ただ、片桐委員がおっしゃら

れるような、やっぱり何が通常の状態というか、何が普通なのかと言ったときに、弾力許可を使うこと自体が普通ということ自体が、普通じゃないんじゃないかってそういうことですよ。

○片桐委員 うん、そうですね。だから、例えば変な話、何10年もたって、待機児童がぐっといなくなったときに、定員枠は一園で大きいわけだから、じゃあその定員減らそうということになるよりも、園潰そうということになりかねないわけですね、状態が正しい状態だという認識になってるんだから。600人を見なきゃいけない段階を例えば考えたときに。

○鈴木委員 600人ですか。

○片桐委員 だから、本当だったら、6園で100人ずつ見てるところを、例えば120人を1つの園が通常の状態ですよというふうになったときに、一園潰しちゃっていいことになるわけじゃないですか、もとの状態の6園で100人という状態に戻らなくなるんじゃないかなと、僕はそういうところを心配してるんですよ。そういうのが正しいんだという位置づけになっちゃうわけだから、やっぱり緊急避難的に、多いからこういうことをやって、手だてをしてやっていて、小金井の保育としては、この保育園は100人ですよというのをなくしちゃったわけですよ。

○川村委員長 これ、公立に限らず民間さんも一緒なんです、今回、実際に合わせて整理をしたと。

○片桐委員 いや、そうですよ。

○川村委員長 入所人数と定員を合わせたという。ですから公立も同じような整理をしたということなんですよ。

○片桐委員 わかりますよ。だからこそ、今までのそういうものが、だんだん知らない人ばかりになっていくと、こういう件だってそんなもんだっていうふうになっていくのかなと。

○三橋委員長 だからあれなんですよ、この待機児童の話っていうのは、やっぱり今の保育園の問題の出発点みたいなのがあるところがあって、これは公立保育園に、我々入っているからといって、待機児童問題についてというのは、我々にとっては遠い存在だという話ではなくて、兄弟がいてもう一人入りたいとか、もう一人産みたいとかいうところもありますし、兄弟関係で園がばらばらになっているとか、実際切実な話もあるという話は前にお話しさせていただきましたし、もっと言ってしまうと、保育の質の議論が、まさに今、片桐委員がおっしゃられるような話が当然出てきているところです。

また、この待機児童はいろいろと問題になっているからこそ、どんどん定員の受け入

れはしていかななくてはいけないし、去年などは、現状からさらにプラスして各園2名を受け入れる緊急避難対応とかというのがありました。そういう問題を含めた上で、質の観点というのは、どうなっていくかというのは、もちろん考えていかなきゃいけない。要は、数の問題も大事だけれども、それと並行して質の問題というのも考えていくというときに、じゃあ、今が本当に数字として大変だから、もちろんそれはそれでやらなきゃいけないし、やれる範囲でやらなきゃいけない、当然だとして、それプラスアルファで次のことも今度考えていかなきゃいけない、質のことも考えていかなければいけない。そういうときに、じゃあ何が基本となる質なのかとか、どういうふうなものがあるべき姿なのかということとちゃんと、きちんと整理をしておかないと、仮に、とりあえず入ればいいじゃないか、法律を守っている範囲だったら別にいいんじゃないかというような議論にどうしてもなってしまうところがあるので、じゃあ、そういった議論の進め方でいいのかっていうところが問われているということだとは思いますよね。それが保育士の方の体制だとか、1人当たりの面積がどうか、そういうのを決めたときに、小金井はそれなりにいい基準というから、そういったところがじゃあ今後どうなのかということ。あとは、これは公立にだけではないんですけども、民間含めてそういったところの質なり、中身を検討していくうえで、やっぱり待機児童をきっかけとしていろんなところに影響が波及していると思ったりはします。

きょうの話というのは、この本当3年間の定員数という、よりちょっと具体的な話であるんですけども、もうちょっと客観的に見たときには、ニーズがどの程度あるのか、要は子ども・子育て会議にちょっとかかわってきますけども、ニーズがどの程度あって、それっていうのは、単純に、子ども・子育て会議の場合は、地域型事業とか認可外保育所とか、あるいは特定教育保育室といったような形の3つの、かなり大きくくりな枠の中ですけども、我々の中で議論するに当たっては、当然それに加えて、その中でこの公立の保育園の役割というか、公立保育園のニーズがどの程度なのかですね。公立保育園に希望されている方とか、あるいは民間を希望される方、それは当然あっていいと思いますし、あると思いますけども、それが具体的にどんな数字になっているのかですね。あるいは、今、市のほうでコストの話が出てきてますから、これで定員増をする中でコストの話ですね。公立の話も当然その中では出てくるとは思いますけども、そういったのがトータルで出てきて初めて、待機児童なり量の見込みなり、ニーズがどうだとかっていうところのセットの議論になっていくと思いますので、片桐委員おっしゃるよ

うに、この資料だけ取り上げて、数字のプラスマイナスがどうとかっていうところって
いうのは、なかなか議論がしにくいし、実際見たって、父母のニーズなり、あるいは市
民のニーズっていうのはどこにあるのか、そういった、あるいは保育の質の中身がどう
なのかというところについては、もうちょっと具体的に市のほうも整理をして、どうい
うふうに待機児童というのを捉えているのか、その中でも公立保育園についてはどうな
のかというところについて話があるべきと思います。

というところで、アンケートの結果を踏まえると、やっぱり待機児童というのは、物
すごく強いニーズがあり、いろんなところへ影響してるとは思うんですけど、いろいろ
議論をしていく中で、ちょっとこういうところをもうちょっと掘り下げていかなきゃ、
あるいは公立保育園の運営の議論をする中で、こういうところの資料が欲しいとかって
いうところがあれば、これをこの後につなげていきたいなと思いますので、ちょっと補
足したり、ご意見とかあれば言っていただければと思いますけどね。

○小泉委員 さくらの小泉です。この間、26年度の保育所入所が決まったと思うんですけども、
ああ、27年済みません、27年度、決まったと思うんですけども、周りのお母さんた
ちで1歳の子たちが入れなかったっていう声がすごく多くって、この待機児童の人数が
やっぱり待機児童の解消になるのか、ふえる人数が待機児童の解消になるのかというの
と、あと何歳がふえる、ふやす見込みだったのかというところも実態に合わせていかな
いといけないんじゃないかなというふうに思ったり。

ただ、1歳復帰が多いと思うんですね、周りのお母さんたち見ても、ゼロ歳よりも1
歳復帰っていう人が多いなというふうに思うんですけど、そういった実態にはどう対応
していかれるのかなというふうなところをお聞きしたいです。

○鈴木委員 今お話ありましたように、1次募集の結果については、2月9日に発送をしていると
ころです。それで、ざっくりなんですけど、正確な数字を今持ってきてないのですが、
大体1次で入所できた方が55から56%です。入所がかなわなかったような方が44
から45%というふうになっていると思います。去年と比較しますと、去年入所できた
方が36%ぐらいでしたので、入所できた方の数は、割合は増えているというふうに見
ています。

それから、年齢別のお話をいただきましたが、先ほど、三橋委員長からもありました
ように、今、子ども・子育て会議の中で、事業計画をつくっています。その中で、年齢
ごとの需要、供給を推計をいたしまして、平成27年度から平成31年の5カ年で、そ

それぞれの年齢ごとの区分でどういう確保方策を行うかということで、今、計画の策定作業を行っているところです。ちょうど今、パブコメやっている状況でありますので、ホームページ等を開いていただければ、その計画を見ることができる状況になっています。

○三橋委員長　ごめんなさい、事業計画については、多分各園に配られてあって、置いてあるんですけど、具体的な保育に関する計画部分としては、資料で3ページぐらいなんです。それで5年間の数字として、例えば待機児童が29年に解消するってことになっているんですが、片桐さんがおっしゃるように、解消したときどうするんだというような話ですけど、ちょっとそのあたりの資料とかってコピーとかできます。出してはいけないって話ではないのかなとは思いますが。もちろん、これまだ議論、協議中というか、確定はしてるんですよね、公表してるものだと思うので、多分あったほうが、我々の中でも、この数字の細かいところをどうのこうのと言うよりは、平成29年には待機児童がなくなって、その中で待機児童自体は解消していくと。ちょっとわからないのは、そういう中で、公立保育園を希望している人がどれぐらい、公立保育園とか言わないまでも、認可保育園ないしは、そうですね、そういったところを希望している人がどの程度いて、それに対して確保がどうなのかっていうところなどもちょっと確認ができたかなというところがありますけれども。

○鈴木委員　今、委員長からありましたように、子ども・子育て会議で今検討している内容について、そのままコピーでよろしいですかね、こうした計画。

○三橋委員長　とりあえずは、少なくとも我々委員のメンバーに对外公表している資料が洒れないということはないと思いますので。

○鈴木委員　はい。じゃあ、次回に準備させていただきます。

○三橋委員長　例えば、今年度とかであれば、具体的にどこに、どの園にどれだけ希望してるとかっていうのは、あるいは今年度、去年とかですね、どういうふうな形で希望園があったとかというのは出せるんですか。認可保育園なり、認証保育園、認証保育園はうちのほうあれですね、みたいなもの。

○鈴木委員　どこのどの園というのは、倍率というようなイメージですか。

○三橋委員長　そうですね。

○諏訪委員　第一希望の園で出している、ホームページにも公表しています。

○三橋委員長　出てるわけだね。

○諏訪委員　はい。

- 三橋委員長　それも、できれば出してもらえますか。別にその個別園がどうのこうのということを議論したいわけではないので、余りそういうのをというわけじゃないんですけど、一般的に、認可保育園と認証保育園、どれぐらいの倍率があって、中で公立保育園ではどの程度なのかというところについては、客観的に我々理解しといたほうがいいのかなど思ったりはします。
- 鈴木委員　認証保育所の数字は把握していません。
- 三橋委員長　それはいいです、じゃあ。
- 鈴木委員　なので、公民の認可の第一希望の状況というの大丈夫です。
- 三橋委員長　大丈夫ですか。もちろん、場所の問題とかいろいろと幅を持って見なきゃいけないのだというふうに思いますが。
- 三橋委員長　ほか、いかがですか。
- 本多委員　くりのみの本多です。途中、今日、遅れてきて申しわけなかったんですが、ちょっと最初のお話を聞けなかったので、確認したいのですが、この資料を12月8日付の資料ということ。
- 鈴木委員　この資料は、12月8日に開催された厚生文教委員会に出した資料です。
- 本多委員　この数字から、実際、27年度の見込みという人数は変わってないということですか。
- 鈴木委員　この作成した時点の数字になっておりますので、若干異なる部分はあります。
- 本多委員　何か1カ所、開園が伸びたというところがあると聞いてたんですけど、その分は。
- 鈴木委員　それもここへ入ってます。
- 本多委員　入っているということですね。実際にどのぐらい減っているんですか。
- 川村委員長　明確な数字はちょっとあれですけども、1つ、認証保育所が市のほうにお出ししていますホームページにも、開設がちょっと遅れるという、40人規模のところですけども。
- 本多委員　40人規模ですね。
- 川村委員長　はい、そこは認証が40人ほどですね。
- 三橋委員長　済みません、先ほどちょっと、今この待機児童計画というか、この会議の資料を出していただくと同時に、それだけコストがたくさんかかっているという話があったと思うんですよね。それはその見直しの中でも、待機児童に非常にお金がかかっているという話があったと思うんで、今、26から27、27から28ですか、このあたり、もう見込みの数字も出ているので、大体具体的な数字のイメージというのがあれば、それは出していただけると、ああ、こういうふうな形のコストというところを見てもらえると

思いますので。

○鈴木委員 　　ちょっとそれは検討させていただきます。

○岡崎委員 　　けやきの岡崎ですけど、これ100%の予算を通過してこんだけの人数がふえたという結果なんですか。よく、前回か、前々回か忘れましたが、課長だったと思うんですけどね、予算が通るかわからないので検討中なんですと。それはご理解くださいという答弁があったと思うんですけど、今回、この170人ふえたのは、予算が全部通って、伸びたのがあるか、伸びた理由は予算なのかどうかわかりませんが、170、要はその申請した予算に対して全て100%満額勝ち取ったんで、予定どおりの、いわゆる拡大ができたんですか。それが1点と、もう1点は、来年度以降に向けて、いわゆる28年度4月以降に向けて、27年度中に模索して、再来年度に仕込んでいるような案件というのがあるんでしょうか。具体的なことは別に言わなくていいんですけど。

○鈴木委員 　　再来年度、28年ということですか。

○岡崎委員 　　28年度。

○鈴木委員 　　まず1問目の予算の関係です。予算を要求したら100%かち取ってとなると、ちょっと違うんですけども、27年度当初予算については、今、議会で審議しているのですが、当初予算として確保している部分があります。プラス、年度の途中で行うものについては、補正予算という形で計上するというので、具体的な準備というのは、事務作業的にはまだ手がついてないんですけども、そういう考え方で措置していく予定です。

それから、28年度以降の計画に乗っかっている部分につきましては、基本的に予算を確保するには、子ども・子育ての計画とか、あるいは基本計画とか、そういう計画上位位置づけられているというのが大前提になるんですね。計画に位置づけられているということは、基本的に予算化が可能だと我々は考えています。ただ、100%は当然査定とかありますので、つかないこともあるんですけども、当然事業化に向けて計画上で位置づけられているものは具体化していくという形になります。

○岡崎委員 　　済みません、確認なんです。この、だから拡大できる規模の施設というのは、何年度の予算。

○鈴木委員 　　26、27につきましては、26年度予算です。

○岡崎委員 　　それは27年度の4月から反映できるということですか。

○鈴木委員 　　そうですね。

○岡崎委員 　　そういうことですね。

- 鈴木委員 はい。それから、27年、28年度につきましては、27年度予算になります。
- 岡崎委員 ということですね。
- 鈴木委員 28年度予算につきましては、計画上位置づけられているので、適当な時期に予算化していくという予定になっています。
- 岡崎委員 それと、もしわかればなんですけど、4月の時点の今度の待機児童の見込み数って何人なんです。
- 鈴木委員 それ、いろんなところで聞かれるんですけども、現時点で数値を示すのは難しいです。
- 岡崎委員 そこを把握してないと。
- 川村委員長 出ない理由があるんですよ、待機児童数って、出ない理由。
- 岡崎委員 いやそれは、だって、何人、一人間違っていましたねなんていう議論はないわけだから。
- 川村委員長 いや、そうではなくて、基本的に出ない理由、説明します。
- 鈴木委員 今、我々が保育所の入所の関係でつかんでいる数字というのは、認可保育所に対する応募の状況の数字なんです。認証保育所等にどれくらい流れるかっていうのがわからないんです。当然、認可に入所できなくても、認証保育所へ行く方もいらっしゃいますし、あるいは、幼稚園に通園することを決定されたりとかですね、辞退されたりとか、そういうのが、認可に入所できなかった方が4月1日以降どのような状況であるか、確認する必要があります。認証保育所等については、市に補助金の申請が来てそれで確認の作業を行うということから、いわゆる認可以外のところにどれくらい行くのかっていうのが、現時点で分からないというのが正直なところなんです。
- 岡崎委員 そのじゃあ、何人に対して振幅が何人ぐらい前後あるということもわからない。
- 鈴木委員 厳しいですね。
- 三橋委員長 応募数とか募集数みたいなことは出してたんじゃないですか。それは出されてない。
- 鈴木委員 認証については、把握していません。
- 岡崎委員 認証の定員が決まっているんだから、それはそう・・・違うんですか。
- 諏訪委員 諏訪です。認証保育所に関しましては、東京都の制度ですので、どちらの区市町村に通っても構わないわけなんです。ですので、勤務先の近くで認証、預けられる方もいらっしゃいますので、ちょっとその実態把握というのは、大体毎年このぐらいというのはわかるにせよ、確実な数値というのは今は出ない状況でございます。
- 岡崎委員 26年4月の258人というのは、確実な数字。
- 川村委員長 257ですか。

- 岡崎委員 ああ、失礼、257。
- 鈴木委員 そうです。
- 岡崎委員 確実ですか。
- 鈴木委員 はい。
- 岡崎委員 それは、認証に行った方の実態も踏まえた上での数字。
- 鈴木委員 そうです。
- 川村委員長 いわゆる待機児童数ですね。
- 岡崎委員 なるほど。
- 川村委員長 威張って言える数字でないんですけどね、257人は。
- 岡崎委員 どれくらい減るといのはわかんないんですか。
- 鈴木委員 減るかは。
- 片桐委員 減ったりふえたりというか、だから、今つかんでいる数字と最終的なものの、例年の傾向みたいなのを見ると、またさっき言った振れ幅みたいなことですよ。大体例年の傾向を見ると、これくらいの範囲に入るんじゃないかということも出てくる。
- 岡崎委員 いや、それ、アピールするべきではないですかね、減ってますよ的な。
- 川村委員長 ただ、26年度の応募者数に比べますと27年度に応募者、1次募集ですね、応募された方が80何人、85人くらい少ないんです、応募された方が、1次募集ですね。それで、入所の承諾をした人数もやはり多いですよ、結局。というのは、認可保育所も1つできてますし、既存の枠もふえてますので、その分が100人くらいは。
- 岡崎委員 募集がだから減って、受け入れがふえたから、当然率は上がりますね。
- 川村委員長 そうですね。恐らく不承諾者が100人くらい減ったという、そういう傾向はありますけども、ただ、潜在的に申し込まれている方も当然いらして、潜在ニーズといえますか、その部分については、なかなか2次募集でまた応募されるということもありますし、ちょっとその辺がまだ読めないという状況ですね。
- 岡崎委員 じゃあ、一言言えるとすれば、ことしの、今年度のようなワーストにはならなそうだなということですか。
- 川村委員長 そうですね。それを期待したいんですが、ただ、27年4月に待機児童が、4月1日付の待機児童が出ます。これは5月、6月ぐらいになるかなというふうに思いますけれども、27年度中にも、ここのお出ししている資料の27から28という一番上の備考欄にもありますけれども、民間認可保育所のところにあります。既存の保育施設の定

員増が20人、認可外保育施設の認可への移行、また新たに新規開設が、これ150人見込んでますので、この部分で解消ができるかなというふうに見込んでいます。

保育園の設置というのは、やはり1年ぐらいかかるんですね。26年度に開設したいというお申し出があっても、その26年度中にはなかなか開設できなくて、27年度にかかってしまうというのがありますので、今回もお話は26年度中にいただいていますけれども、なかなか27年4月には間に合わないっていうのがありまして、そういう一定のスパンがあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○岡崎委員 　だから、期中に改善はされる可能性があるということですよ、そういうことですよ。

○川村委員長 　そうですね、はい。

○三橋委員長 　ちなみに、あくまで、先ほど、次回出してもらう資料、恐らく資料上ですけども、27年度の待機児童の見込みというか、あくまでこれ、待機の定義の話とか、もしくはあるのかもしれませんが、一応過不足という形で見ると、ゼロ歳児で27人、1、2歳児で125人という形で過不足が出てますし、28年度に関して言えば、1、2歳児のほうで38人で、ゼロ歳児は0という形になっているので、先ほど小泉さんがおっしゃられた、1歳児が結構厳しいという話っていうのは、こういうところからも数字的に裏づけられているという形にはなっているんですけども、3年後、29年度ぐらいには、過不足が解消するというような、一応計画上にはなっています。

○川村委員長 　そうですね、あくまでも人口推計をもとに計画を立てていますので、これは計画の見直しということも、一応5年間の計画でやりますけれども、一定5年後にどうなっているかというところで、計画の見直しっていうのも、またこれは当然人口の流入等もございまして、この辺については変更もあり得るという、事業計画の中でね。そういう子ども・子育て会議の中でもそういうご意見が出ていますけれども。

○三橋委員長 　ただ、大事なのは、仮に誤差があるのは当然ですけども、誤差が出てきてどうなるかというのは当然あった上で、人口が減っていくだとか、3年後にはどうなるかとかっていうところを見込みながら、我々今の計画を考えていくってことなので、そういった中で、じゃあ、公立保育園の先ほど定員がどんどんどんどんふえると、ちゃんと拡充されて、ちゃんと機能がそろったときに、それこそ5年後ぐらいのスパンでどういうふうなあり方になってくるのかというところを考える必要があるということだとは思っています。

○川村委員長 　です。認可保育所が少ないというふうに言われていますけれども、どんどんつく

っていけばじゃあいいのかっていうと、先ほど片桐さんがおっしゃったように、定員割れしてしまうと、じゃあ要らなくなるんじゃないかっていう保育園も出てくるという、そういう懸念はありますよね。ですから、今がよければいいということではなくて、この先のやはり人口推計も見て、保育所の開設はしていかなきゃならないという考えのもとに、今回このような計画を立てたということですよ。

○三橋委員長 確かにそれもありますし、先ほどの話から、子どもの数がどんどんどんどん少なくなっていったら、そこを質の観点でどういうのがあべき配置なのか、そういうときに、新制度の中では、基幹園みたいな話も当然あったりとかするので、そういった話含めて、どういうふうな体制とるのかということの話があると思うので、ちょっとそのあたりが、市のほうからまた少し話があるべきとは思いますが。

○川村委員長 なかなか難しい話ですね、それはね、今はその辺については難しいと思いますが。

○三橋委員長 逆に言えば、じゃあそういったことに関して・・・のほうで、ちょっとこういうところに関心があるとか、こういうところを確認しとかなないとやっぱり公立保育園のあり方どうかという話ですとか、あるいは園のほうも、もしそういったところに課題感とか、こういうところを今、ここ気になっているとかというところがあれば、言っていれば、この後の議論、4月、仮にちゃんときちんと出してこられるタイミングがいずれはあるとは思いますが、そういうときに反映していくような話だと思ったりはします。

○川村委員長 どうぞ、はい。

○東海林委員 かもしれないですけど、認可外保育施設の認可への移行というのがあると思いますけど、この話ってしましたっけ。この中ではしていないですよ。

認可と認可外の基準って、何かこのタイミングで動いているんですか。

○鈴木委員 認可外保育施設の認可への移行というのは、例えば認証保育所が認可保育所に移行希望を持っているということで、ここで動いているという部分です。認可保育所の設置基準は変わっていません。なので、認証保育所が認可の基準を満たすように、もともと満たしている建物であったりする場合もあるんですけども、人の配置であり、建物、内容であったりというのを基準を満たして認可に移行するということです。

○東海林委員 今まで満たしてなくっても、あえて認証というパターンもあったんじゃないですか。

○鈴木委員 はい、それはあります。

○東海林委員 それはちなみになぜ。あと、やろうと思えばやれるけど、もっと低い基準でやる可能性もあるからということですか。

- 川村委員長 東京都の基準なんです、認証というのは、東京都の制度ですから。
- 三橋委員 逆に言うと、無認可というか、そうですね、認証よりも、独自の保育をやりたいというところもありますし、認証になることで、少し補助金出るけれども、一方で、いろいろと制約もあると。それが認可だとさらにそこが出てきますと、要は、市による受給調整含めて、受け入れをしなきゃいけないとかですね、そういうところを含めて、いろいろと基準が出てきますので、そういうのを受けたくないというような園も中にはあると思います。
- 川村委員長 あと、大きいところは、やはり認証というのは市民の契約になるんですね。認可は市が利用調整を行うということで、小金井は結構認証保育所でも特色のあるところが多くて、そこに行きたいっていう方もいらっしゃるんですね。そういう方は認証であれば個人的に契約できますので、兄弟で行ってらっしゃるとい方も聞きますけれども。
- 東海林委員 今まで認可になれなかったようなところもなれちゃうようになったとか、そういうことじゃないっていう。
- 川村委員長 要件を満たせば、基準を満たせば認可に移行ができるということです。
- 東海林委員 その条件自体は変わってない。
- 鈴木委員 認可の基準自体は変わってません。
- 川村委員長 ああ、そうですそうです。緩やかになったわけではないですね。逆に認証が認可の基準に合わせて移行を希望すればできますということです。
- 三橋委員長 市が施策としても認可への移行を促しているというふうに考えていいんですか。そういうわけではない。
- 川村委員長 いいえ、それぞれの自治体の考え方があります。26市では、率先して認可に移行という形で促しているという話は聞かないですね。東京都の制度としては存続をするという、今の形で認証のままやりたいというところも当然ありますしね。あくまでもご意向に沿った形で市は支援をしていくというそういうスタンスです。
- 八下田委員 小金井の八下田です。先ほど三橋さんもおっしゃってたんですが、これの表で量の拡充は、28年度までですけど、少しずつふえているということで納得したんですが、あと質の拡充というか、質の高めるということで、いろいろな業態で民間の認可保育所がふえて、27年も28年も150人という大きい規模なのか、複数なのかわからないんですけど、また、あと家庭福祉員が認可のほうに入ったり、グループ保育室ができたり、あらゆる業態がある中で、小金井市の保育の質を高めるということで、市として何か大

きな政策があってほしいなと思うんですが、そういったときに公立保育園の何かできる役割があるんじゃないかなと思って、公立保育園の経験豊かな保育士の先生方に期待をしたいなと保護者から思うんですけども、市のほうは何か、その質の拡充についてはあるんでしょうか。乱立って言ったらおかしいんですけど、いろいろな業態がふえた中で、質の確保の政策を教えてください。

○鈴木委員 いろいろな形の保育を選べるようなのが新制度の一つの特徴です。それぞれ公定価格という、先ほどちらっとお話出しましたが、いわゆる今までの運営費のような形で出てくる部分の中に、消費税を財源として量の部分、質の確保の部分も入ってきていて、保育士の賃金ですとかそういう部分を上げていくような形の考え方になっています。現在、無認可以外の新しい、例えば小規模とかそういう部分につきましては、地域型保育事業というんですけども、市のほうで条例を定めて一定の水準を維持できるように9月に条例を出しています。それに基づいて新たな市の認可施設として、小規模は運営されていくわけですけども、市のほうでは指導検査とかそういう部分も含めて、市の事務としてやっていく必要があることから、内容については、随時点検をして質の維持が保たれるように努めたいというふうに考えています。

○三橋委員長 要は、今の話、指導検査が質の維持のキーポイントだと、考えていただいていいですか。

○鈴木委員 市としては、市の認可事業になりますので、きちんとした保育が確保されているかというのは、重要事項でありますから検査等を通じて確保していきたいと考えます。

○三橋委員長 では検査の仕方とか、それに例えば保育士の方がこう入ったりとか、他市の例だと非常にそういったところって、かなりがちがちにやっているような話を聞いたりはするんですけども、実際、小金井の場合、そのあたりの具体的な中身とかってというのは、

○鈴木委員 今まで指導検査は都道府県でやってたんですね。市のほうは立ち会うような形で入っていたところですが、27年度以降、指導検査の事業が東京都から市のほうにおりてきます。市が主体となってやるということで、今、東京都のほうの主催で、各26市のブロックごと担当を集めて、その検査のやり方について、今細かく調整しているところなんです。研修じゃなくて、会議で検討している状況ですね、担当者会議をつくっています。

○三橋委員長 具体的にどういう体制でやるかというのはまだ決まってないということだから、4月以降、どのように、年何回指導検査をするとか、あるいは、小金井なのかいわゆる東京都の基準なのかとありますけれども、それがどういうふうに質を高くするかというよう

な話、その中で、じゃあ公立保育園にも指導検査みたいなのが入るわけではないんですよ、ちょっと何かその質の確保っていうところがどういうふうになっていくのかなとちょっと思ったりはしたんですけど。

○鈴木委員 具体的なところはまだちょっと示されていないんですね。

○八下田委員 指導検査って、第三者の方が一緒に巡回して、チェックするとかそういったことじゃなくて、基準を満たしているかどうかというそれだけを見るとか、いろいろ幅があると思うんですけど。例えば清潔なのかとか、それと面積を満たしているかっていうそういう要件だけ見るのか、保育士のその保育の質を見るのかとか。

○鈴木委員 保育の質を見るというのは、なかなか難しい話だと思います。

○三橋委員長 そうでしょうね、確かにそれはそうですね。

○鈴木委員 基本的に、認可されている施設というのは、保育所保育指針に基づいて保育をされているので、認可施設であればそういう指針に基づいてやっているということから、特殊な事例でもない限り、保育の質ということで指導検査の対象となるというのは余りない。例えば体罰があったりとか、そういうのがあったら当然、そういうものの対象になるでしょうけども、保育の質という見方で指導検査ってというのはちょっとなかなか難しいかなと思いますね。

○三橋委員長 じゃあ、逆に言えば、我々が求めているというか考えているような質を担保にするような施策というのは、今言った指導検査というような制度上のやり方というのは、担保されないということなのかなというところですよ。

○八下田委員 じゃあ、その検査の内容がどういったことなのかなと思って・・・。

○三橋委員長 今の話ですと、もうちょっと客観的にわかるような項目ってというような話なんで、むしろそれであれば、第三者評価じゃないですけども、アンケートみたいな評価のほうが、むしろ実態にというか、利用者のニーズなりそういうのを出てきているような話になってくるのかもしれないなというふうには。

○八下田委員 第三者評価というのは5園で実施してますけど、それは他園でやっている状況というのは・・・。

○鈴木委員 第三者評価は民間の認可保育所も大体やっているというふうに認識しています。それから、今回市の認可施設になるところにつきましても、外部の審査というんですかね、そういうのを課しているところです。

○八下田委員 これからということ・・・。

- 鈴木委員 はい。
- 三橋委員長 あとそれプラス、それこそ基幹園でとか、あるいは、委託をした園がちゃんとやっているかどうかみたいなどころについては、ニーズ調査を踏んで細かくチェックリストのようなものを作ってやってたりとかって話があると思うんで、むしろそういうような基準をその検査なりそういったところに入れられないかって話のほうが、話としてはいいのかなって感じがしますね。
- 鈴木委員 ちょっと、基幹園っていうのは、新制度上では基幹園という言い方ではなく、連携施設っていう言い方ですね。
- 三橋委員長 ごめんなさい、それは新制度はそうかもしれない。実際今現状で、他市でやっているようなケースっていう意味ですけども、そういったところっていうのは、やっぱり何か保育の質の話をしているのかなと、ちょっと思ったりはしたので。もちろん、逆に連携施設の中でそういった話も出てくるのかどうかっていうところとかですね、ちょっとそういったところの中で、先ほど話がある、実際の園長先生方がというふうに、そういったところにかかわられて、やっぱり実際に身わかってからでない、なかなかできないんじゃないかとそういう話ですよ。
- ちなみに、この手の話というのは、子ども・子育て会議でされるんですか。
- 鈴木委員 子ども・子育て会議では、先ほどお話しした特定教育保育施設、家庭的保育事業の条例に対する意見という形でお伺いしています。ただ具体的に今、八下田さんからあったようなお話っていうのは、そこではなかったかなというふうに。
- 三橋委員長 例えば小金井の保育の質の全体をじゃあどうするかっていったようなときに、具体的な施策なりなんなりというところってのは、例えば時間的なところなり、実際に基準をつくと作業は結構大変なので。
- 川村委員長 そうですね、事業計画をつくるのに、ちょっと時間をとられますので、なかなかそういう話には。
- 片桐委員 いわゆるどういう保育をやっているかみたいなことについて、誰が見るかによっても評価の仕方が多分変わると思うので、そこはやっぱりすごく難しいところだとは思ってますね。だからこそ、ハード面での決まりがあるんだと僕は思っていたんですけども、だからどれぐらい、一人の保育士が何人を見るかとか、一人の子どもにどれだけの面積が必要だとか、どういう施設じゃなきゃいけないのかっていう、そういうハード面の縛りかけることによって、一定の質が担保されるっていうことなんだってんじゃないの

かなと思っていて、だから、さっき言ったみたいに、緊急避難的に枠をふやしているんじゃないかって、正規の状態をふやしてしまうっていうことは、そういうことを後退させることになっていくんじゃないかなっていうふうに思っているんですよ、別に話を蒸し返したいわけじゃないんだけど。

なので、そういうことと言えば、そういうじゃあ、一つ一つ個別なところでどんな保育をやってますかみたいなのは、それこそ、各行政区でこういう協議会を立ち上げて、保育園、直接園長と保護者とでどンドンやれば良いと思うんだけど、一番大事な最低ラインのところっていうのが、それこそそれでいいのかっていうのあるけれども、法律上の最低ラインがあって、それよりも厳しいとか少し余裕のあるラインを小金井市はやってたわけだから、法律に触れない範囲でふやせる余力があったわけじゃないですか。それを使えば使うほど、そもそもやろうとしてた小金井の保育からは遠ざかっていくんじゃないのかなというので。ふやしちゃいけないと、今の段階でこだけ待機児童がいるのに、その余力使わないのかっていうことは、当然議論になって、困っている人が現実にいるわけだから、そこの手だてを何かしなきゃいけないんだけど、さっきから言っているように、緊急避難的にこの20人ふやしているっていうふうになったんだったら、いわゆるその瞬間の待機児童がいなくなったときに、もとに戻すためにこの20人をちゃんと別の保育園で見れるような枠が必要なんじゃないかっていう議論のよすがになるはずだったのが、120人の、これが定員なんですってやっちゃうと、そのよすがもなくなっていくなという気がしているっていうことが言いたいんです。

○三橋委員長 逆にこれ、保育士の方にも聞いてみたいと思うのは、例えばじゃあ、今、一対何で保育ができれば、理想の保育とか自分たちがやれる保育になるのかなっていうようなものっていうんですかね。どちらかって、昔からずっとやってきた中で、やっぱり児童数がどンドンどンドンふえていって、だんだんだんだん、しんどくなっていったなみたいなところも当然あるとは思いますが、それ、ちょっと比べるのがいいのかなどうかはありますが、あるいは、他園なり、他市なりほかを見ていく中で、こういうようなやり方だったら、すごいいいなみたいなところが、別にきょう、この場ですぐ答えるというよりは、今後こういった大きな計画を考えていくときに、もちろん、このままだと絵に描いた餅で、小金井市の待機児童がこんなにきついつきに何言ってるんだ、ばかみたいな感じに言われるようなところもあるとは思いますが、一方で、それこそ3年後には解消するというような計画立てて、そういった形でやっているときに、

じゃあどうい保育っていうのがあるべきなのかというところっていうのは、やっぱり一定の共有できるようなものがあつたらいいんじゃないかなと思いますので、それは逆に先生方のほうからも、こういうふうな評価なり、こういうふうなやり方、ないしは、それが別に、公立保育園だけでなく民間含めて、こうこうこういうふうにしていくっていうところの考え方というのがあつたら、我々のほうも何かありがたいというか、話がしやすいというか、理解を共有できるんじゃないかなと思ったりはします。

○海野委員　　今おっしゃっているの、例えばゼロ歳だったら1対1だったらいいだろうとか、そういうようなことをこう。

○三橋委員長　　別にそんなそういうことじゃないんだよっていうんだつたらそれでもいいです。実際どうなのかというところなんですけどもね。2対1だとか1対1であつてもそれにこしたことはないということかもしれないんですけど。そういったところが、現実的にはどうかとはあつたとしても、ただ、まずはあるべきとか理想ってのはどういのかあつていうところなんですけど。

○海野委員　　理想はたくさんありますけれど、……。例えば、今、認可保育園の中でも、お庭が全然ない保育園が認められているっていうような、そういうもう……。でしょうか、基準の中で、なかなかちょっと、無理な話じゃないですか、お庭をつけてくださいといつても。なので、その中で、私たちがどんなことを言うのかあつていうところは難しいですね。

○三橋委員長　　わかります、わかります。どうですか、お庭がないっていう。

○片桐委員　　でも、それを認可とするというふうに下げたわけでしょう、要するにどつかで。

○海野委員　　どつかで。

○片桐委員　　どつかで下げたわけじゃないですか。本来は認可じゃなかつたわけでしょうっていう問題だと思うんですよ。今の、だって、だからどつかで法律上合わせたわけじゃないですか。さっきの定員と一緒にすよね。100人で、20人だか10人だかを弾力というふうに言つたのに、そつち合わせちゃつたわけじゃないですか、これがいいんです、これで状態なんですつていうふうにした瞬間があるわけですよ、そもそもそうになつたわけだから。だから、1個後退すれば、次の後退が待てるわけじゃないですか、それは、と思うんですよ。だから、給食室なくていいですよとか。なつていくわけですよ、それは。どつかから、宅配業者からお弁当入れてもらつたらいいんじゃないですかということになるわけじゃないですか。それは次の段階として待っている可能性

があるわけですね、経済的な方向から行けば。そうやって安くやってくれるところがあつたら、人を配置して、わざわざそこで給食つくるよりよっぽどいいんじゃないですかってなるわけじゃないですか。

○三橋委員長　もちろん、園庭というのは、僕個人的には非常に大きいと思っはいるんですけど、ただ、もちろんないところ、それこそ、実際に視察したりしたところも含めて、それが悪いとかなんとかということではなくて、ただ、こうこうこういうのがあつたらいいな、逆に言えば、それがないんだつたら、こういうの、代替の手段があるなとかでもいいとは思うんですけどね。幾つか、今、我々が、ベースになるのは我々今ある園がベースにあつて、そこから出てくる発想でいいと思っはいるんですけども。じゃあ、仮にそれができなかつたときに、どういうふうな代替手段があるのか、それはほかの小金井とかの園とかを見て、どういうふうなやり方があるのかつていうところを整理していくつていうことも一つ、やり方としてはあるのかなと思つたりはするんで、まずは今ある園でこういうところを改善していく、こういうところではできるつていうところを踏まえながら、じゃあ、現状とのギャップというのを比較して、そういうふうにつ持っていくためにはどうしたらいいのかつていうような分析はあるのかなとは思つたりはしますね。ちょっとそれが別の方向にならないように、少なくとも何かちょっとまとめておけば、将来、片桐さんが言われるように、余裕が出てきたときに、過去にこういつたような議論がされて、こういうような経過があつて今こういうふうになつたんで、要はそこが大事だとそういうことですよ。

○片桐委員　そのよすがとして、臨時措置にしつてほしかつたなというのはあるんですよ。だつて、入つてくる、新しく子育て始める人たちはそれが普通の状態になつちゃうわけだから。

○三橋委員　わかります。

○東海林委員　・・・、ちなみにどこ・・・なんですか、その園庭がなくてもよくなつたというのは、もう何年とか10何年とかですか。・・・。

○海野委員　けやきの海野です。小金井市で決めたわけじゃないんですか。

○東海林委員　と言われると、おっしゃるとおりなんですけど、もしご存じであればちょっと教えていただいて。

○鈴木委員　調べてみないと明確にはお答えできないのですが、園庭なくてもいいという、ちょっと微妙に違つていて、園庭がない場合は、さつき三橋委員長からの発言のように、代替

として近隣の公園が必要ですね。

○川村委員長 何100メートル以内の公園・・・。

○鈴木委員 そういふのがありますので、全く外遊びができないような状況ではないというようにちょっと発言しておきたいと思います。

○東海林委員 じゃあ、今のそれは認可の基準から外れたという。

○片桐委員 どれぐらいの距離に公園がない、代替できる施設がないといけないとかっていうのはあるけれども、でも例えば、この間の震災のときに、わかたけは園児はみんな園庭に出て避難してたわけじゃないですか、その場所ないわけですよ、園庭ないところは、建物の中で待ってるのか、道路に出るのかどうか知らないですけど、実質的に質は違うわけですよ、言わせてもらえば。そこの公園まで避難するんですかって。じゃあ、そこの公園だって、一時期新聞に出てたのは、公園に行くと、あちこちの保育園が来て、自分の園の子がどこにいるのかわからなくなられ、3つの園が1つの公園使ってて、調整しないと公園使えないとかいうことだって実質的に起きるわけですよ、それは。では、それが園庭のある園と同じなんですかって言ったら、僕は園庭のある園に子どもを通わせたいなと思いますよね。なかったら、この園に園庭つくってくださいっていう要求が親としては当然あると思うんですよ、それは。だから、細かいところを見ていったら、代替施設として公園に遊びに行けるかもしれないし、違う遊びで工夫して、ちゃんと当然その期間、子育てしてくれると思うんですよ。だけれども、細かいところをちゃんと見ていくと、決定的に違う瞬間があるわけですよ、それは。

○三橋委員長 ほか何か。待機児童関係は切実だし、本当にいろいろといろんなところに影響してくるところかなとかと思うので、ちょっとやっぱり全体的なビジョン、大きな話の中で、どういうふうに我々も整理していくかっていうところを、何しろちゃんときちんとまとめていかないと、投げっ放しになっちゃうところあたりするので。

○岡崎委員 済みません、ちょっと私の中で非常に重要なポイントなので、もう1回確認したいんですけど、民間の認可保育所に東京都から市がチェックをする役割を担うようになるんですね、ですよね。

○鈴木委員 そうです。

○岡崎委員 そのときに、保育の質、中身云々はちょっと難しいけども、要は、いわゆる条件面とこのを満たしているかどうかの確認がメイン、主な内容になるであろうと。

○鈴木委員 あと、安全性とかですね。

- 岡崎委員 ああ、まあそうですね。ということが1点で、そのチェックは、公立認可保育所にも入るんですか。もしくは、もうやっているんですか。
- 鈴木委員 公立も同様と考えます。
- 岡崎委員 ということは、今は都からのチェックが入っている。
- 鈴木委員 私来てからは1回もないですけども、都の検査ありますよね。
- 海野委員 都の検査はあります、毎年。
- 諏訪委員 いや、毎年じゃないですね。何年かに一遍という形でピックアップされて、検査が入る場合がありますが、今年度におきましては、認可の保育所に関しまして、公立も民間も、ちょっと1園も入っていない状況はあります。ただ、ちょっとほかの認可外施設ですね、今現状として認証保育所の検査と、それ以外の認可外施設の検査は立入調査は入ってます。
- 岡崎委員 入ってるということは、ごめんなさい、民間だろうが公立だろうが、毎年入るものではなく、今後は、毎年かどうかわかりませんが、市が両方とも入るという認識でよろしいですか。
- 鈴木委員 そうです。
- 岡崎委員 はい、わかりました。
- 本多委員 くりのみの本多ですけれども、その立入調査というのは、現状は、例えば無作為に選んでいるのか、例えば何かあって調査に入るといふ。
- 諏訪委員 何年かに一遍入るような形になりますので、大体、そうですね、3年ぶりで入ったとかそういったことになりすね。
- 本多委員 その園に対して何年かに一度・・・。
- 諏訪委員 そうですね、はい。あとは、運営状況の報告というのを毎年必ず義務づけていまして、その状況を見て、書類審査は東京都は必ず行ってきた状態です。
- 本多委員 それを毎年行っている。
- 諏訪委員 はい、そうです。
- 三橋委員長 当然何か問題があればすぐに来るとは思いますけど、そういうのがなければ・・・。
- 本多委員 何年かに1度。
- 諏訪委員 はい。
- 三橋委員長 ほか、いかがですか。じゃあ、とりあえずは。
- 川村委員長 よろしいですかね。

- 三橋委員長 ええ、あと。
- 川村委員長 それでは、以上で(3)の平成26年度小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等についてを終了いたします。
- 次に、(4)当面の課題を議題といたします。資料の61かな、説明の前に、私のほうからちょっと報告をさせていただきます。
- 平成27年度の欠員が5名生じるというご報告を申し上げまして、任期つき職員を5人採用したいというお話をしたところでありまして、5人の採用に対しまして応募者が11人ございました。ご報告は以上です。で、先日試験が行われて、今、採用に向けて準備を進めているという状況でございます。
- それでは、資料61の説明。
- 諏訪委員 保育課の諏訪です。それでは、今月の職員募集配置状況ということで、資料61で提出させていただきました。臨時職員につきましては、前回から見まして解消している部分もございますが、今回需要が新たに2つ出たということもありまして、ちょっと不足人数が多く生じているところです。お話的に、2月1日にも地方で掲載しておりまして、ちょっとすぐにはというお話には結びつかないようなことですが、4月に向けてとか、ちょこちょこお話をいただいているような状態であります。報告は以上です。
- 川村委員長 何かご質問ありますでしょうか。
- 三橋委員長 4月からの改正について、これずっと、今も大分、市のほうでは努力はしていただいていると思うんですけど、最終的にまた人数確定するのはいつ、採用結果が出るの。
- 鈴木委員 また、3月に1回採用試験をする予定になってますので、その合否ですよ。
- 川村委員長 任期つきの話ですか。
- 三橋委員長 ああ、いえいえ。
- 川村委員長 全体の。
- 三橋委員長 まずは任期つき、任期つき。
- 川村委員長 任期つき。
- 鈴木委員 任期つきですか。
- 三橋委員長 まず任期つきが。
- 鈴木委員 任期つきの確定するのは、3月上旬に合否の通知を発送すると聞いてます。
- 三橋委員長 なるほど。じゃあ、それまだ、今は検討中というか試験中ということで。
- 鈴木委員 内部で決裁中だと思います。

- 三橋委員長 ああ、じゃあもう、要はテスト自体はもう終わったということ。
- 鈴木委員 はい。この日曜日に。
- 三橋委員長 ああ、なるほど、わかりました。
- 鈴木委員 任期つきでしょう。日曜日ですよ。
- 諏訪委員 この間。
- 鈴木委員 この間の日曜日ね。
- 諏訪委員 この間の日曜日。
- 本多委員 今度っておっしゃったみたいで。
- 鈴木委員 今度じゃない、今度じゃない。この間。
- 三橋委員長 じゃあ、それで、一定の、今の話だと用途がぼぼぼぼ、実際についてきたのかな。具体的なところはまだ言えないと思いますけど、ついてきたのかなというところで、一方であとは非常勤のほうについては、引き続きこういう形で募集をされていて、今もずっと臨職については、毎日ずっと掲示されているし。
- 諏訪委員 はい。
- 三橋委員長 非常勤は、今でも募集してるんですけど。
- 諏訪委員 4月に向けては募集をしております。4月の臨時職員の体制もまた変わってきますので、ちょっとこちらとは変わってくるということは、ご承知おきいただきたいと。
- そうですね、2月1日の市報で任期つきの募集、臨時職員の登録の募集、非常勤の募集をさせていただいたところです。
- 三橋委員長 園のほうでは何か、ここはちょっととか、なかなか困っているとか。とりあえず今のところ大丈夫ということですね。
- 八下田委員 ……。これ、毎回、募集配置状況をいただいているんですが、毎回不足人数が何点何点出てくるんですけど、この不足のところはどうしてるんですか。ほかの方があれて、そこに入っているってことですよ、足りないまま保育を続けてるわけじゃないですよ。今だとくりのみで、2月24日現在、1.44という数字が1.44人っていう言い方でいいのかわからないんですけど、1人半足りないのを職員少ない10何名とか20名ぐらいで埋めてるっていうことなんですか。これは誰に負担がかかるんですか。正規職員なのか、パートさんで埋めてるのか。
- 前島委員 くりのみ保育園の前島です。くりのみの場合は、朝夕の特例の場合ですとパートさんだったり、正規が職員、勤務を変更してお当番をしたり、残業でやりくりしています。

- 八下田委員 勤務の変更というのは、例えば週休2日なのに1日になっちゃうとかそういうことですか。
- 前島委員 そこまででは今ないんですけど、例えば8時15分に普通に出勤して、5時以降、赤ちゃんが多く残っていたりすると、5時半まで残ったりとか、あと、例えば6人いたら、職員が2人は配置をするので、9人残った場合には、職員が30分残業で残るとか。何ですかね、その……。
- 八下田委員 職員で残業したり。
- 前島委員 そうですね。あとパートさんが、お子さんが誰かお休みした場合とか、あと赤ちゃんが減った場合とかにはそのパートさんに回ってもらったりとか、その日で体制を立てている形です。そうですね、流用していたりします。
- 福澤委員 小金井の福澤です。小金井については、2人で組んでいる方の1人がいないという状況なので、もう1人の人にちょっと多目に出勤してもらおうとか、あとは、全体でそこをフォローという形でやっています。
- 八下田委員 1年間そうだった、毎回出ている。
- 前島委員 くりのみの前島です。それは職員の中でも反省というか、大きな反省です。1年せざるを得なかったので、クラスの中でやっぱり1人のお子さんに2人の職員が交代で入ったりとか、それは今までになかったことなので、できるだけ来年はそれは避けるような形で職員の配置ができたらとは思っています。
- 福澤委員 小金井の福澤です。小金井については、全員そろった時期もありました。
- 八下田委員 ああ、不足がゼロってことですね。1カ月とか、2カ月とか。
- 福澤委員 そうですね、そのぐらいで。
- 川村委員 済みません、採用につきましては、引き続き鋭意努力させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 片桐委員 今、でも大事な発言だと思いますよ。今までなかった状態がことし起きたって言うわけだから。
- 八下田委員 1年間ずっと。小金井はちょっと……。
- 片桐委員 1人の子どもに2人……になってしまったときとかがあるわけじゃないですか。これは、多分相当な後退だと僕は思いますけど。単純に人事問題で人が入らなかったから、済みませんということにはならないんじゃないかな。どうしてそうなったのかっていうところは、それこそ検証する必要があるんじゃないですかね。

- 川村委員長 募集をしても集まらないという、これが現状ということで受けとめています。
- 片桐委員 それはさ、集まらないような待遇の募集しかかけてないからでしょう、それは。この世の中で正規職員で応募してさ、集まらないなんてことないと思いますよ、僕、言わせてもらいますと。今の発言はよくないと思いますよ。応募したけれども、人が集まらないからしょうがないでしょうって。集まる方法、集まる募集の仕方をしていいじゃないですか。集まる条件で人を集めたらいいじゃないですか、それは。そういう条件を提示しないで、やったからこの結果になったわけでしょう。それ、検証的な問題じゃないですか、募集かけたけど人が来なかったっていうのは。何で募集かけたけど、人が来なかったのかっていうところの検証をしてくださいって言うてるんですよ。
- 川村委員長 検証は随時していますけれども、ただ、今の状況で賃金を上げるということにはなかなか、市の中ではできない。人材派遣を利用することもできない。あらゆる方策を考えた上で、常時募集をかけているというこれはご理解いただきたいんです。これは毎回いただいていますけれども。
- 片桐委員 でも何で、じゃあ、正規職員を小金井市がとらなかったわけじゃないのに、何で保育士にはそういう手当をしなかったんですか。
- 川村委員長 今、正規職員のお話ではないですよ、臨時職員の話ですよ。
- 片桐委員 いや、だから、募集をかけたけど、人が集まらなかったって言うから、集まる待遇の募集をしたらどうですかって言うてるんですよ、そういうお答えをしたから、そうでしょう。募集したけど人が来なかったからしょうがないでしょうっていうふうにはおさまらないですよ、このような。
- 川村委員長 しょうがないでしょうというふうにもし聞こえたとしたら、それはちょっと違う、努力していますので、よろしく願いますというふうに申し上げたつもりでいますけれども。
- 片桐委員 はい、わかりました。
- 川村委員長 しょうがないでしょうというふうには受け取られてしまったのであれば、ちょっとそれは誤解です。
- 片桐委員 だとしたら、どうして集まらなかったのかっていうのを検証するべきじゃないんでしょうかっていう投げかけを僕はしているつもりです。
- 川村委員長 はい、それは承ります。
- 三橋委員長 本当に、職員的那この話っていうのは、毎回毎回、ずっとこの1年間の話でしたん

で、その意味での市の見解というか、あるいは、実際何が問題なのかというところのポイントというのはあると思うんですね。市のほうも今、まるきり努力はしないというわけではないというのは事実だと思いますし、待遇面に関して、確か以前に、交通費が出るようになったりとか、一定の努力はされているとは思いますが、ただ、片桐さんのほうからしてみると、それがあある意味、トゥーリトル、トゥーレイトじゃないですけども、遅過ぎる少な過ぎる、もっと正規というやり方をすればとれるんじゃないかとか、もっと違ったドラスチックなやり方があるんじゃないかっていうような話だとは思いますが、これ、前々から話があるように、全国的というか、首都圏で保育士不足っていうのは、もう相当なものの中で、小金井市だけではないといったときに、じゃあそういったところも含めて、じゃあどういうふうにやっていったらいいのかっていうところは、逆に言うと、ちょっとそのあたりの情報の理解というか、実際の実態とかそういったところをもうちよっと踏まえた上で、どういうふうにしていく、あるいは、どういうふうな理解を我々はしていかなきゃいけないのかというところを考えていかないと、ただ単純に数字が出てきました、これでいろいろとやってみますみたいな話だと、お互いフラストレーションがずっとたまっていく話になると思うので。

もっと言ってしまうと、それぐらいでフラストレーションたまるぐらいだったらまだいいんですけども、もしこれで何か問題が起きたらとか、あるいは、先生、園長先生方が毎回毎回言っているように、もうほとんど1年間この業務に費やされているっていうような形がある。そうするとじゃあそれがいいのかっていうことについては、違うのは間違いないので、本当にもうこれが本当にいろいろと世の中的にも大変だというのはわかりつつも、じゃあ、今後1年、せめてもう緊急的なこの1年間どういうふうに対応するのかというときに、今の現状をずっと続けていって、園長先生が毎日常にあちこち電話かけるようなことをずっと続けるのがいいのかっていうところを問われているのかなとちょっと思ったりはします。ちょっとそういった観点でも、なかなか抜本対策はないというか、やれることはやってるというのは、川村さんおっしゃることも、それはそれで当然ご理解はできるんですけど、ちょっとまあ、じゃあどうしたらいいのかっていうところは本当、お互いに歩み寄ってやらないと、これはこういった議論に、並行線だけで終わってしまうところがあったりするなっていう感じだと思います。済みません。

○川村委員長　よろしいでしょうか。それでは、以上で(5)当面の課題についてを終了いたします。

次に、次回日程の確認を議題といたします。

若干休憩いたします。

休 憩

再 開

○川村委員長　それでは、再開いたします。

　　次回の日程は3月24日の午後7時半からと決定いたします。場所につきましては、追ってご通知を差し上げます。

　　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまでございます。

閉 会